

平成 28 年 8 月 1 日

各 位

団 体 名 慶應義塾大学全塾協議会
代表者名 事務局長 高井康佑

全塾協議会規約改正に向けて

このたび平成 28 年度 6 月期全塾協議会定例会におきまして、事務局長より全塾協議会規約の改正について検討する旨を報告しました。報告の詳細は以下の通りです。

1. 改正理由

現在、全塾協議会代表は、毎年の選挙によって全塾生から選出されている。全塾協議会代表は執行機関である全塾協議会事務局（以下、事務局）の代表も兼任しており、全塾協議会の運営は事務局に一任されている。

現行規約において、事務局は事務局長によって組織されている。そのため代表者に受ける影響が大きく、選挙結果によっては全塾協議会の運営や財務監査を満足に行うことのできる事務局が組織されない可能性がある。全塾協議会が塾生自治組織として安定的に機能するためには、全塾協議会代表と事務局の代表は切り離すべきである。

2. 改正内容

①全塾協議会「会長」（塾生代表）の設置

全塾協議会に新たに塾生代表として「会長」を設置する。会長は全塾生から選出され、一般塾生の代表として全塾協議会の運営に取り組む。

②事務局の常設化

事務局は全塾協議会をサポートするための常設の執行機関とする。事務局長は所属団体と同様、事務局内から選出され、事務局員は事務局長が任用する。

③その他不足する内容の変更

塾生大会や自治会費の管理・運用の明文化など現行規約に不足している点の補充。また、全塾協議会規約の改正に伴う全塾協議会事務局規則や選挙規則等の変更。

なお、今後、全塾協議会としてお知らせすべき事実および決定が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上